

## 5 定型約款

弁護士 上里 美登利

### 第1 旧法下における取扱い

旧法下では、民法に「約款」の規定は存在しなかったが、実際には、保険契約・銀行預金契約・旅行・宿泊等、様々な場面で「約款」に基づいた取引が行われている。必ずしも当事者間に個別の合意がない「約款」について、これまでは、判例や学説によって、当事者間に契約上の拘束力を持たせるための解釈論が展開されていた。

### 第2 新法における定型約款の定め

新法は、「定型約款」に関する規定を新設した。その概要は以下のとおりである。

#### 1 対象となる定型約款の定義

この「定型約款」とは、「定型取引」において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいうとされている(新法548条の2第1項)。

このように、定型約款の対象は、「定型取引」(①ある特定の者が「不特定多数の者」を相手方として行う取引であって、②その内容の「全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものの」をいう。)とされている。この定義からすれば、生命保険約款、損害保険約款、旅行業約款、宿泊約款、運送約款、預金規定、コンピュータ・ソフトウェアの利用規約など、わが国で一般に「約款」と呼ばれているものは、ほとんどがこの定義に該当するとされている<sup>1</sup>。

#### 2 みなし合意の要件

「定型約款」については、一定の要件を満たすと、必ずしも定型約款の個別の条項について明確な合意をしていなくても、「合意をしたものとみなす」と定められた。一定の要件とは、以下の(1)(2)(3)にまとめられる。

##### (1) 組入れ合意又は事前表示(新法548条の2第1項)

- ・定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき(1号)。又は、
- ・定型約款を準備した者(「定型約款準備者」)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を

相手方に表示していたとき(2号)。

##### (2) 内容上の制約(新法548条の2第2項)

但し、個別条項のうち、

- ・相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、
- ・その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法1条2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの

については、合意をしなかったものとみなされる。

##### (3) 合意前の開示請求への対応(新法548条の3第2項)

定型約款準備者が、定型取引合意の前に、定型約款の開示請求を受け、これを拒んだときは、正当な事由がある場合を除き、新法548条の2のみなし合意の規定は適用されない。

なお、上記のような合意前の開示請求を拒んだ場合と異なり、新法548条の3第1項が定める合意後の請求を拒んだ場合の効果は規定されていないが、既に定型約款を内容とする合意は成立しており、相手方は開示義務違反を理由とする損害賠償請求等を行うことが考えられるとされている<sup>2</sup>。

#### 3 変更の要件

新法は、一定の要件を満たすと、個別に相手方と合意することなく、「定型約款」の内容を「変更」することができることと定めた。「変更」の要件は、以下の(1)(2)にまとめられる。

##### (1) 変更の合理性(新法548条の4第1項)

- ・定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき(1号)。又は、
- ・定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき(2号)。

##### (2) 周知義務(新法548条の4第2項第3項)

- ・効力発生時期が到来するまでに(3項)、
- ・定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知すること(2項)。

### 第3 経過規定

附則33条1項は、新法施行日前に旧法下で締結された契約に係る定型約款についても、附則33条2項3項が

定める反対の意思表示がされない限り、新法における定型約款の規定を適用すると定める。そのため、旧法下で締結された契約に関する定型約款も、新法の要件を満たせば、その有効性の根拠を新法の規定に求めることができるものと考えられる。

また、附則33条1項ただし書きは、旧法下で有効とされた定型約款は新法でも有効であることも規定している。

- 1 潮見佳男『新債権総論I』38頁(信山社、第1版、平成29年)
- 2 潮見佳男『新債権総論I』47頁(信山社、第1版、平成29年)